

## 認定を受けられる中小企業者、支援の内容、対象者、対象設備等

### 【認定を受けられる中小企業者】

業種分類		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5,000万円以下	50人以下
サービス業		5,000万円以下	100人以下
政令 指定 業種	ゴム製造業*	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下

\*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

### 国の補助金の優先採択

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者に対して、以下の補助金の優先採択（審査時の加点や補助率の引上げ等）の対象となります。

- ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金
- ・小規模事業者持続化補助金
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業補助金
- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業補助金

### 税制支援

#### 【支援内容】

対象期間内に町から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、当該設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間ゼロになる支援を行います。

#### 【特例措置の対象者】

地方税法に基づく固定資産税の特例については、地方税法附則第15条第47項に規定される以下の事業者です。

1. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（大企業の子会社を除く）
2. 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
3. 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主

#### 【対象資産】

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の資産。

償却資産の種類	販売開始時	取得価格
機械装置	10年以内	160万円以上
測定工具及び検査工具	5年以内	30万円以上
器具備品	6年以内	30万円以上
建物附属設備	14年以内	60万円以上